

定款

第 1 章 総則

(商号)

第1条 当社は、日東エフシー株式会社と称し、英文ではN I T T O F C C O . , L T D . と記載する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 肥料の製造販売
2. 肥料の輸出入
3. 工業用及び農業用加里塩の輸出入
4. 農水産物の生産加工販売
5. 土壌改良資材及び融雪剤の製造販売
6. 農薬及び化学薬品の製造販売
7. 倉庫業
8. 一般区域貨物自動車運送事業
9. 不動産売買並びに賃貸借
10. ホテル並びに旅館の経営
11. 高压ガスの製造
12. 自然エネルギー等による発電事業及び電気の供給、販売等に関する業務
13. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由により、電子公告により公告できないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを、当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項に定める請求をする権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 前条に定める売渡しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(2) 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会において選定する。

(3) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、法令又は定款の他、取締役会の定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。

(基準日)

第14条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し議長となる。

(2)取締役社長に事故がある場合は、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が招集し議長となる。

(決議の方法)

第16条 当会社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(2)会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第17条 当会社の議決権を有する株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

(2)前項の代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、12名以内とする。

(2)当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

(2)当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(3)当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(4)当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(5)前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2)監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(3)任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役

の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第24条 当社の取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 当社の取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

(2) 取締役社長に事故がある場合は、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が招集し議長となる。

(取締役会の招集)

第26条 当社の取締役会の招集通知は、取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ずに取締役会を開催できる。

(取締役会規程)

第27条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役全員が書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該事項について取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第29条 当社の取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第31条 当社の監査等委員会の招集通知は、監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(2) 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続を経ずに監査等委員会を開催できる。

(監査等委員会規程)

第32条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年10月1日より翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につき、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(2) 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(配当金の除斥期間)

第36条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社は、その支払義務を免れる。